

石見国長野荘をめぐる諸領主の動向

中司健一

Trends of the Lords Surrounding Nagano-sho, Iwami Province

NAKATSUKA Ken-ichi

はじめに

- ① 長野荘の概観
 - ② 豊田郷、横田、俣賀、梅月
 - ③ 飯田郷、虫追
 - ④ 安富郷
 - ⑤ 得屋郷
 - ⑥ 角井郷
 - ⑦ 吉田郷
 - ⑧ 高津郷
 - ⑨ 美濃地・黒谷
 - ⑩ 白上郷
 - ⑪ 市原郷
 - ⑫ 須子郷
- おわりに

【論文要旨】

本稿では、石見国長野荘をめぐる諸領主の動向を分析する。中世の島根県益田市域には、益田荘と長野荘という二つの大きな荘園があり、従来は益田荘とその領主益田氏の研究が大きく進んでいた。しかし、近年、長野荘についての研究が大きく進展した。まず、石見国長野荘についての研究史を振り返る。

筆者は以前、長野荘について、南北朝時代の領主の割拠状況と、室町時代における益田氏の長野荘進出の過程を考察した。

本稿では、荘内の郷ごとに主に室町期までの領有の変遷を追う。長野荘では領家であった卜部氏の勢力が根強く残っていたことが確認される。一方、高津氏や内田氏など益田氏と競合しうる領主も存在したが、大きく勢力を伸ばすことはなかった。

【キーワード】長野荘、高津川、益田氏、卜部氏

はじめに

中世の益田市域には、益田荘と長野荘という大規模な二つの荘園が形成されていた。益田川中下流域および益田市北部と浜田市の旧三隅町域を領域とした益田荘に対し、高津川下流域を領域としたのが長野荘である。

益田荘では南北朝時代に領主・益田氏が勢力を伸ばし、室町時代から戦国時代にかけて、長野荘も支配下におさめていく。益田家がその家文書「益田家文書」を多く伝え（数え方によるが、中世文書だけでも八〇〇点とされる）、関連する遺跡や美術品等も良質かつ豊富であること、益田氏の館の遺跡・三宅御土居跡の保存運動が市民のみならず研究者の注目を集めたことなどから、日本中世史研究において益田および益田氏は早くから注目されていた。

特に東京大学史料編纂所が『大日本古文書家わけ 第二十二』として「益田家文書」の活字化を進めたこと（全五巻、二〇〇〇年から二〇二一年まで）、また、益田市教育委員会が「益田家文書」以外の中世の益田および益田氏に関わる文献を収集した史料集『中世益田・益田氏関係史料集』（二〇一六年）を刊行したことで、史料の利用が容易になり、研究は大幅に進展することとなった。

二〇一四～二〇一六年度に鳥根県および益田市が東京大学史料編纂所の協力を得て共同研究「石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界―御神本一族を軸に―」を実施し、二〇一七年にその成果を公開する特別展「石見の戦国武将」が鳥根県立石見美術館にて開催され、二〇一八年に成果論集『石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』（鳥根県古代文化センター。以下では、『論集1』と省略する）が刊行されるなど、中世益田研究は急速に進展した。

ただ、それは益田市域でも東部の旧益田荘域が主な検討対象であったことは否めない。旧長野荘域や長野荘に割拠した領主たちの研究はあまり進んでいなかった。そのことを指摘する声も複数あった⁽¹⁾。

しかし、その後、長野荘研究は急速に進展した。近年の長野荘研究の進展を振り返ってみたい。

まず、西田友広氏は『論集1』にて、「長野荘は大治四年（一一一九）に石見守となった卜部兼仲によって待賢門院を本家、兼仲を領家とする荘園として成立し、待賢門院からその息子の後白河院に相伝され、後白河院によって栗田宮社領に寄進された結果、栗田宮社を管轄する青蓮院門跡を本家、「仲」字を通字とする卜部氏を領家とする荘園となったと考えられる」と、長野荘の立荘について重要な指摘をされた⁽²⁾。

これを受けて、久留島典子氏はこれまで看過されていた益田家に伝わった系図群の史料としての価値を評価される中で、「長野荘各郷下司職系図」（国7-2-15。以下、「長野荘系図」と略す）を紹介し検討された⁽³⁾。この系図には、長野荘立券時の下司や、各郷の伝来についての貴重な情報が含まれており注目される。久留島氏は同系図について続編でも検討を深められた⁽⁴⁾。

また、国立歴史民俗博物館の共同研究「中世日本の地域社会における武家領主支配の研究」（研究代表者・田中大喜）が益田市域を基軸事例として二〇一六年度から二〇一八年度まで実施された（実際には二〇一五年度や二〇一九～二〇二一年度も含む）。

共同研究では、「石見国の益田川・高津川流域社会を基軸事例として取り上げ、山野河海・耕地・水利・交通路・寺社・町場（集散地）・村落・領主居館等、中世の地域社会の実像を、フィールドワークを通して考察し、その構造を立体的に究明し、そこに武士がいかに関与したのかを多角的に追究することで、武士の領主支配が受容された諸契機を明らかにする」ことが目指された。

その成果は、『中世益田現地調査成果概報』Vol.1⁽⁵⁾3、『国立歴史民俗博物館研究報告』(以下では『歴博研究報告』と省略する)二二二集、二〇一八年に収録された論文二編と史料紹介一編⁽⁶⁾、二〇一九年に益田市内で開催された第一二回歴博フォーラム「中世益田の世界」及びその内容をまとめた田中大喜編『中世武家領主の世界』(勉誠出版、二〇二一年)、二〇二二年に国立歴史民俗博物館で開催された「中世武士団」展及びその図録『中世武士団』(一般財団法人歴史民俗博物館振興会、二〇二二年)などによって公開された。

また、二〇一八～二〇二〇年度に鳥根県古代文化センターが実施したテーマ研究「中世石見における在地領主の動向」では、二〇一四～二〇一六年度の共同研究で益田氏の最大のライバルともいべき吉見氏についての研究に課題を残していたことから、吉見氏と益田氏の関係に焦点が当てられ、両者が激しく争った長野荘についても研究が進んだ。その成果は、論集『中世石見における在地領主の動向』(鳥根県古代文化センター、二〇二二年。以下、『論集2』)にまとめられた。この共同研究にあわせて、筆者を代表とする二〇一八年度東京大学史料編纂所一般共同研究「中世石見国高津川流域の史料調査と研究」も実施し、二〇一九年に鳥根県立石見美術館で開催された特別展「益田氏VS吉見氏」によりその成果を公開した。ここでも長野荘をめぐる益田氏と吉見氏の抗争とその背景について考察した。

さて、筆者は『中世武家領主の世界』に「中世後期石見国長野荘をめぐる諸武家領主の動向」(以下、前稿)として、南北朝期における領主の割拠状況と、益田氏の長野荘進出の過程を考察したが、二〇一九年に脱稿したものであり、その後の史料の発見や研究の進展により、加筆・修正すべき点が多い。本稿では、前稿とは視点を変え、長野荘内の郷ごとに主に室町期までの領有の変遷を追うこととした。

典拠を示すにあたっては、『大日本古文书 家わけ第二十二 益田家

文書』所収の文書についてはその整理番号を付して『益田家』九五八号のように、『中世益田・益田氏関係史料集』所収の文書については「内田家文書」(『史料集』四号)のように、それぞれ省略する。また、史料の引用の際、細書きは「〜」により、割書きとその行替えは「〜／〜」により示す。

① 長野荘の概観

まず長野荘について概観する。

長野荘は、建長八年(一二五六)には崇徳院の御影堂である粟田宮社領として見え(『華頂要略』(『史料集』二二一号)、応仁二年(一四六八)においても「粟田宮社領石見国美濃郡長野荘」と見える(『益田家』九六三号)。

貞応二年(一二二三)の「石見國中莊公惣田教注文案」(『益田家』八六一号。【表1】参照。以下では「惣田教注文案」と略す)に「なかの、しやう 百八十八町五反百七十歩内」と見え、豊田、飯田、安富、得屋、角井、吉田、高津、美濃地黒谷、白上、市原によって構成されている。「長野荘系図」にこれら十郷のうち飯田郷を除く九郷が見え、飯田郷の代わりに「本郷」が出てくることから、飯田郷が長野荘本郷である(7)ことを久留島氏が指摘されている。

一方で、室町期には、「荘内七郷」という文言がしばしば見られ(『益田家』一三四号など)、それは、吉田、高津、須子、角井、安富、豊田、横田の各郷であり、鎌倉初期とは異動がある。これらの地域は高津川沿いの平野部に位置することから、開発により長野荘における重要性を高めたのかもしれない。侯賀、梅月、徳屋、白上、黒谷、美濃地などは内陸部の小盆地であるが、これらの地域は山林資源が豊かであったと思われる(8)。

【表1】石見国中荘公惣田数注文案

名称	反	歩	備考
石見国	14760	300	
安濃郡	2619	60	
迹摩郡	1217		
那賀郡	3073		
邑智郡	2402	120	
美濃郡			
庄領	3189	60	
なかの、しやう	1885	170	
とよた	184	150	吉賀郡内
い、田の郷	394	120	
やすとミ	122	120	地頭・領家共ニ
とくや	202	120	
つの井	85	180	
よした	505	60	
たかつ	118		
ミのち・くろたに	110	180	
しらかミ	98		
いちわら	64	120	地頭・領家わけへし
ますたのしやう	1488	120	
ほんかう	917	60	
なつた	235	60	
いのむら	81		
やとミ	165		
おとよし	90		
公領	122		
ひきみ・まるも	51	120	
かみつも	70	240	
吉賀郡	1138	30	なかの、しやうの内豊田を含む。

美濃郡のみ内訳を示している。

1反=360歩である。

史料の数値は計算があわない箇所があるが、史料の表記のままとしている。

別の「石見国益田庄内乙吉土田村相伝系図」(国7-2-4)によると、国久―実俊―俊宗の三人に「曾利大夫」または「曾利太郎」の注記があり、「曾利者、豊田郷異名也」とされている。しかし、俊宗の子榮宗以降は「乙吉」の注記があり、益田荘の乙吉の領主となるようだ。

さて、貞応元年(一二二二)、石見国貞松・豊田地頭職が内田宗茂に宛行われた(「永田秘録」六四所収「内田家文書」(『史料集』四号))。その後、この豊田地頭職を内田氏の一族がどのように相伝し、侯賀氏などの庶子家を分出したかについては、渡邊浩貴氏の研究が現時点での到達点である。

渡邊氏は、内田氏から分かれた侯賀氏がさらに二系統に分かれる(仮に上侯賀氏と下侯賀氏と呼ぶ)ことを明らかにされ、内田氏、両侯賀氏の所領が豊田郷の中でどのように分割されたかを検討された。それによると、内田氏と侯賀氏とで、まず豊田郷内の横田の中道(近世往還道とおおよそ一致するとする)より上(横田上村)を内田氏、横田の中道より下(横田下村)と侯賀を侯賀氏が領有し、さらに侯賀の中道より上(侯賀上村)を上侯賀氏、侯賀の中道より下(侯賀下村)を下侯賀氏が領有し、さらに横田下村も上侯賀氏と下侯賀氏によって分割されていたという。

このように横田・侯賀は豊田郷の一部であった。また、梅月は、「豊田郷侯賀村内梅付藤次太夫屋敷田畠」という文言が見られ(日本大学所蔵「侯賀家文書」(『史料集』五二号)、侯賀村の一部であった。横田については応仁二年の文書に「粟田宮社領石見国美濃郡長野庄豊田郷領家

② 豊田郷、横田、侯賀、梅月

「惣田数注文案」によると、豊田郷は美濃郡ではなく、吉賀郡(鹿足郡とも)に属し、「十八丁四反百五十歩」である。

「長野荘系図」には、長野荘立券時の下司八人に「藤原国俊」と「実俊(国俊/養子)」が見え、また豊田郷下司職の相伝を伝える系図には、国俊に「豊田郷本下司」の注記があり、実子と思われる国広、さらにその子国弘という系譜が記されるが、国俊の養子実俊以下、俊宗、兼俊と続く系譜も記され、実俊に「字曾利太郎」の注記がある。また、国俊の甥の子国直が寿永元年(一一八二)に豊田郷の下司職を得たという記述がある。

分之内、自川西横田事」とあり、支証が明白であるとして領家卜部氏の子孫と思しき領家蔵人大郎仲堯に返付されている(『益田家』九六三号)。豊田郷のうち、川より西側が横田とされているが、この「川」は高津川本流とは考えにくいので、匹見川の旧河道とされる後川のことと思われる。室町後期の史料には、豊田と横田を並べて表記するものもある(『益田家』一三四号など)、横田の開発が進んでいた可能性もある。ただし、その後も横田・俣賀・梅月が豊田郷の一部とする表記もある(『益田家』二二五号など)。

いずれにせよ、室町後期に至っても領家分が実態を伴っており、しかも領家であった卜部氏の子孫と思しき人物に安堵されている点は興味深い。

永享七年(一四三五)に禅幸(寺戸氏)ほか一〇六名が永享四年に戦死した益田兼理の子松寿(後の益田兼堯と思われる)を「益田之物領主人」として仰ぎ、忠節を尽くすことを誓った「禅幸(寺戸氏)等連署起請文」(『益田家』八五五号。以下、「禅幸等起請文」と略す)には横田七郎右衛門尉致慶が見え、「致」字が内田氏の通字であることから、内田氏の一族で横田を名字とする人物を被官化していることがうかがわれる。

③ 飯田郷、虫追

「惣田数注文案」によると、飯田郷は「卅九丁四反小」で、吉田郷に次ぐ。従来は、元暦元年(一一八四)に源範頼が藤原兼季・兼高父子に安堵した所領に「飯多郷」(飯田。以下同)が見え(『益田家』一号(八)、貞応二年(一二三三)に掃部助仲広の非論を退け、飯多郷地頭職を兼季に安堵せよとの関東下知状が出されたことが知られていた(『益田家』四号)。

この掃部助仲広については、長野荘の領家卜部氏の一族の可能性があると西田友広氏が指摘されている⁽¹⁰⁾。さらに久留鳥典子氏は、「長野荘系図」の検討から、紀氏女からその女子へ相伝された本郷下司職がその子仲広へ伝領され、長野荘に勢力伸長を図る益田氏と対立した結果、貞応二年の相論が生じたと推測されている。また、前述のとおり、飯田郷が長野荘の本郷と考えられることも指摘されている⁽¹¹⁾。

その後も簡単に益田氏領になったわけではないようで、鎌倉時代の間、次のような文書が見られる。宝治二年(一二四八)、鎌倉幕府は委文宗景に長野庄内白上村半分と飯田郷の地頭職を祖母白上尼の譲状どおり安堵した(『益田實氏所蔵文書』九号)。嘉元二年(一三〇四)、某が飯多・市原政所に、源茂国を代官職に任じたと伝えた(長府博物館蔵「筆陳」所収文書(『史料集』四一号)。元応二年(一二三〇)、行忍が四郎左衛門入道に、「飯多并市原両郷奉行」を命じられたことを伝えた(『長府毛利家文書』(『史料集』六〇号)。

南北朝・室町時代になると、永徳三年(一三八三)に祥兼(益田兼見)が兼世(益田兼頭)に、応永五年(一三九八)に道兼(益田兼頭)・益田兼家が益田兼理に、同二十九年に兼理がその嫡子益一丸に飯田郷(地頭職)をそれぞれ譲渡しており(『益田家』六一・九五・九九号)、南北朝の内乱の過程で飯田郷を支配下におさめたと考えられる。注目されるのは、飯田郷に付して、「(加虫追・河関了)」(『益田家』六一号)あるいは「虫追、加関口」(『益田家』九五号)とあることで、飯田や虫追付近に河関が存在した⁽¹²⁾ことと、そこで高津川を上下した物資に対して通行税の徴収が行われていたことがうかがわれることである。

このような表記が見られることから、虫追は飯田郷に付属していたと考えられる。このため、虫追についても領有関係を見ておきたい。

虫追の領有について直接的に示すものはないが、虫追を名字とする一族が史料上に見え、長野荘惣政所であったことが知られている。久

留島氏は、建武四年（一二三七）五月日の虫追政国軍忠状（『益田家』九三五号）に「長野庄惣政所虫追四郎左衛門尉政国」と見えること、宝治元年（一二四七）の卜部氏のもとと考えられる下文（『益田家』六号）にて長野庄惣政所の給田を国頼入道跡として国久が宛行われたことから、虫追氏が長野庄惣政所を所持しており、「国」字を通字としている一族と推定されている⁽¹³⁾。

その上で久留島氏は広義の益田家文書（江戸時代以降に益田家から流出した文書も含む）に含まれる元は虫追氏の文書であったと推定される八点を挙げられている⁽¹⁴⁾。これによると、虫追氏の惣政所所持は延応元年（一二三九）に遡り（『益田家』五号）、先述の嘉元二年に飯多・市原政所代官職に任じられた源茂国および元応二年に「飯多并市原両郷奉行」に任じられた四郎左衛門入道も虫追氏と推測される。康永三年（一二三四）に長野庄内飯田・市原・高津の郷務と給分が虫追政国の計らいとされた（『益田家』九四〇号）。応安七年（一三七四）に卜部仲光が虫追氏と思われる某に、長野庄惣政所職は亡き父の時から恩補していること、今も変わらないこと、一族が所持する郷を惣管領するよう伝えた（『益田家』九五三号）。

この虫追氏について、従来知られていなかった史料が新たに山口市歴史民俗資料館の田村杏士郎氏からの情報提供により確認されたので、ここで紹介する。以下の【史料一〜三】はその順に縦に並べて軸装されている。三点とも写ではあるが、同時期の文書と比較して不審な点はないため、信頼してよいと思われる。

【史料一】 虫追政国軍忠状写

石見国長野庄惣政所虫追四郎左衛門尉政国謹言上
欲早依度々合戦軍忠預御一見状間事
右、高津与次長幸親父七郎入道了忍一族并岩田彦三郎入道々妙以下

凶徒等、構高津城堀桶籠間、七月十六日押寄彼城致合戦処、同十八日政国若党内田又次郎左（ヒサ）射疵、中間左近大郎頭打射、同廿一日中間左衛門次郎右足（クヒ）射疵、尚以致散々合戦、今月十九日夜追落、城堀焼払候畢、此条且軍奉行岩本四郎見知之上者、為預御一見状、粗言上如件、

建武四年八月日 左衛門尉政国
進上 御奉行所 「承了」（証判カ）

【史料二】 虫追政国軍忠状写

石見国長野庄惣政所虫追四郎左衛門尉政国謹言
右、四月四日三隅御発向之時、率一族郷々之雜掌等、令供奉、致度々合戦陣取千地木山、至同八日連日合戦至極也、且御見知之上者、無其隱候哉、爰凶徒等入替稻積・高津両城間、吉賀郡内有野城御引間、同令供奉候畢、次同十四日打入黒谷構城柳支要害候条、随分軍忠候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆応二
四月 日 左衛門尉政国
進上 御奉行所 「承了」（証判カ）

【史料三】 波多野義秀軍忠状写

石見国美濃地一分地頭波多^野五郎義秀申軍忠事
右、去年（永和／二）十一月八日馳参筑前国嶋山御陣以来「
月十三日□⁽¹⁵⁾」
（天から地まで欠損。ただし、行単位の欠損はないと思われる）
蟻打・隈御合戦之「
其後至于肥後国山鹿「
条、御見知之上者、賜御証判、為備亀鏡、粗言上如件、

永和三年六月 日

「承了」(証判カ)

史料一・二とも虫追政国が長野荘惣政所と見え、北朝方として戦っている。史料三は美濃地の一分地頭波多野氏関係の文書である。

久留島氏は、益田氏は「長野荘飯田郷をめぐって同荘領家卜部氏と激しく争い」、「その卜部氏は、同荘惣政所虫追氏を通じて長野荘支配を行っていたことが虫追氏の文書から確認できる」とする。そしてこれらの文書が広義の益田家文書に含まれることから、「益田氏は自身の長野荘支配を正当化するためにも、虫追氏の文書を集積する必要があった」とされており、南北朝末期以降にこれらの文書を入手したと推測されている。⁽¹⁵⁾

④ 安富郷

「惣田数注文案」によると、地頭・領家ともで「十二丁二反小」という。元暦元年(一一八四)に源範頼が藤原兼季・兼高父子に安堵した所領に「安富」が見える(『益田家』一号(八))。

「長野荘系図」に、長野荘立券時の下司八人の一人として、「国兼^兼」という人物が見え、益田氏の祖とされる藤原国兼との関係が想起される。ただし、この人物のみ挿入符によって追加されるように記されることや、「国兼子歟」などの曖昧な注記のある藤原兼季以下の系図が掲げられるなど、疑問点もある。これらのことを指摘しつつも、久留島氏は「いずれにしろ益田氏は、長野荘安富郷に持つ何らかの権利を手掛かりに、中世前期から次第に長野荘内での所領拡大を図っていたことが、本史料からもうかがえる」とする。⁽¹⁶⁾

安富郷については、その領主であった安富氏の文書十五通が伝わる

(益田市所蔵「安富家文書」。卷子一巻に装幀されている)。この「安富家文書」によると、安富郷の領有について次のようなことがわかる(以下、本段落では『史料集』の該当番号のみを示す)。安貞二年(一一二八)、周布兼定に長野荘内安富名等の地頭職が鎌倉幕府により安堵された(七号)。嘉元二年(一一三〇四)に鎌倉幕府が安富地頭に、伊勢神宮の訪用途を課した(四二号)。元弘三年(一一三三三)、石見国目代が丸毛兼幸に長野荘内安富郷と丸毛別符内堀越村・渋谷名を安堵すると、国司の意向を伝えた(八二号)。康永二年(一一三三三)、安富郷地頭道元が丸毛城などでの軍忠を報告した(一四三三号)。この道元は丸毛兼幸の法名で、別に教元という法名も称していた(一三三九号)。貞和五年(一一三四九)、足利直冬が道元に味方すれば長野荘の知行を安堵すると伝えた(二七六号)。正平十年(一一三五五)、道元が孫安富直世に、長野荘安富郷と丸毛別符地頭職を、前者は祖母連阿から相伝し、後者は親父名宣から譲与されたとして譲渡した(二四一・二四二号)。このことは正平十八年にもあらためて確認された(二六四号)。正平十七年、某が三隅直連に角井村道元当知行分を宛行つた(二六三三号)。永享九年(一一三七)、安富道安が嫡子安富兼安に、安富郷地頭職は祖父教弘から譲渡されたとして、安富・丸毛惣領職を譲渡した(三七一号)。

このように、安富氏は長野荘の安富郷と丸毛別符(益田市美都町丸茂)を領有し、安富とも丸毛とも称していた。この点、注目されるのは正平十年の文書の内容で、道元(安富兼幸)が祖母から安富郷を相伝し、父から丸毛郷を受け継いだことを示している。

従来、丸毛氏については、各種の益田氏系図から、益田兼季の子の代に益田氏から分出したことが知られていた。この丸毛氏についても久留島氏が紹介された系図から新たな知見が得られる。「石見国益田庄地頭系図」(国7-2-2)によると、益田兼長娘と益田兼胤の子の一人に是阿を法名とする女子がおり、「丸毛九郎兼直妻」、「宇地々頭」という

注記がある。

この是阿は、建武二年（一三三五）に、相伝文書を紛失したとして、このときの益田氏惣領である益田兼世に支証状を作成させた宇地村地頭のは是阿と考えられる（『益田家』一号（一））。また、是阿は宇地村地頭の家文書を含む「原屋邦司氏所蔵文書」にも見え（『史料集』一二〇号）、建武五年に宇地兼里を養子として、宇地村地頭職を譲っている。

さらに、「石見国宇地村地頭系図」（国7-2-11）によると、「宇地村地頭、法名是阿」の注記のある女子の子として、彦三郎入道教元の注記のある兼幸、さらにその子として「次郎三郎、是阿養之、宇地村地頭」の注記がある兼里が見える。この兼幸の通称彦三郎、法名教元は、先述の安富家文書に見える安富郷地頭道元も称しており、同一人物と考えられる。また、宇地兼里についても、先述の「原屋邦司氏所蔵文書」の記述と合致する。

ここで問題となるのは、道元（安富兼幸）が安富郷を相伝した祖母についてである。母方の祖母であるとすれば、益田兼長の娘、益田兼胤室である。このあたりの経緯はかなり込み入るため、西田氏⁽¹⁷⁾・久留島氏⁽¹⁸⁾の論考を参照いただきたいが、本来であれば益田氏嫡流の地位にある女性である。この人物から相伝したのであれば益田氏が旧来から保持していた安富郷地頭職を、庶子家に与えたことになる。父方の祖母であるとすれば、是阿の夫である丸毛兼直（その法名が名宣か）がその母から安富郷を相伝していたことになる。

永享七年（一四三五）の「禪幸等起請文」には、安富氏が三人、丸毛氏が二人見える。

⑤ 得屋郷

「惣田数注文案」によると、田数は「廿丁二反小」という。元暦元年

（一一八四）に源範頼が藤原兼季・兼高父子に安堵した所領に「得屋」が見える（『益田家』一号（八））。

「長野荘系図」に、長野荘立券時の下司八人の一人として、「宗兼（^{得屋}兼／養子）」という人物が見える。ただし、この宗兼については、関連する史料がなく、これ以上のことは現時点ではわからない。

一方、久留島氏が紹介した系図の中に、「丹治岩田氏系図」（国7-2-12）があり、広義の益田家文書に見られる得屋郷関係文書とあわせて、久留島氏は次のように整理されている。⁽¹⁹⁾広義の益田家文書の足利直冬関係文書に充所が切断されているもの、あるいは一部文字が欠損しているなど問題があるものがあり、充所が「□田彦三郎」となっているものは、岩田彦三郎胤時充てのものであること。岩田氏は得屋郷地頭職の所持から、得屋氏とも名乗っていた可能性があること。胤時の代には岩田・益田両氏は互いに敵対陣営に属し、その子胤幸も得屋郷に進出を図る益田氏と敵対していたが、応永年間に益田氏が岩田胤時と契約し、得屋郷地頭職とともに岩田氏の文書を入手した。

⑥ 角井郷

「惣田数注文案」によると、田数は「八丁五反半」である。

「長野荘系図」に、長野荘立券時の下司八人の一人として、「国高^{角井}」が見え、豊田郷下司職の相伝を伝える系図には「角井本下司」「字吉賀大夫」の注記がある。また、国高の時の契約により、その子国直は寿永元年に豊田郷を賜り、逆に同系図で「豊田郷本下司」「豊田入道」とある国俊が、「角井国俊」と表記されており、不思議な印象を受けるが、関連史料がなくその経緯等は不明である。

その後は、正平九年（一三五四）に河原太郎右衛門尉が、石見国角井村・松武名地頭職を預けられたこと（『益田家』九四九号）、正平十七

年（一三六二）に三隅直連が角井村道元（安富兼幸）当知行分を宛行わされたこと（益田市所蔵「安富家文書」〔『史料集』二六三号〕、永徳元年（一三八一）に須子駿河次郎に角井村領家職が打ち渡されたこと（『閩閩録』卷二一周布〔『史料集』二九九号〕）などが知られる。

応永三十年（一四二三）、観心（周布兼宗カ）が、去る応永十九年の角井恵法の譲状どおり長野庄内角井郷を打ち渡されており（『閩閩録』卷二一周布〔『史料集』三五二号〕）、以後、周布氏の角井郷地頭職は室町期を通じて幕府から安堵されるなどして知行していた（萩博物館保管「周布家文書」、「閩閩録」卷二一周布〔『史料集』三七四・三三三・三八四・四六八・五五一号〕。室町後期には領家職も）。

益田氏の角井郷領有の初見は天文十五年（一五四六）の益田尹兼譲状（『益田家』二八三号）まで下る。

年未詳であるが、大内義隆が「白上・角井」などは「順路」により周布氏に裁許したが、当面は「堪忍」してほしいとして防長両国の間で五百貫を合力している（『閩閩録』卷二一周布〔『史料集』五九四号〕。永禄元年（一五六八）に毛利氏は周布元兼に角井と白上については益田氏と調整すると伝えている（『閩閩録』卷二一周布〔『史料集』六九六号〕。永禄十三年（一五七〇）の「益田藤兼譲渡所領注文」（『益田家』三四六号）にも「角井郷、周布へ付置、近年又家之知行、当代ヨリ」とあり、角井郷を周布氏が知行していたが、益田藤兼の代に知行するようになったという。

これらのことは、益田氏と周布氏の間で角井と白上をめぐる争いがあり、次第に益田氏が実効支配していった様子をうかがわせる。しかし、周布氏に支配の正当性があり、大内氏や毛利氏が周布氏に配慮しているのだと思われる。

7 吉田郷

「惣田数注文案」によると、「五十丁五反六十歩」とあり、長野荘全体の三百八十八丁九段六十歩の約六分の一を占める。

「長野荘系図」に、長野荘立券時の下司八人の一人として、「国盛」が見え、この人物の一族についての系図も伝わり、ここでは国盛に「吉田下司」「吉田入道」との注記がある。系図では、国盛の子盛保（本名国家）の注記あり、その子盛経などが見え、盛経には「字吉田三郎」の注記があり、国盛・盛保（国家）―盛経と相伝されたようだ。

鎌倉・南北朝期の吉田郷については手がかりとなる史料がない。一方、室町期になると、益田氏の家臣に吉田を名字とし上野守（または介）を受領とする一族がいる。

まず、応永九年（一四〇二）に吉田上野入道が石見守護山名氏から吉田郷を安堵された（『益田家』九五八号）。永享七年（一四三五）の「禅幸等起請文」の筆頭に署名した「吉田治部少輔兼弘」、同十二年（一四四〇）の石見守護山名熙貴安堵状²⁰に「吉田上野守兼弘」が見え、同一人物と考えられる。

次に、享徳四年（一四五五）に石見守護常勝（山名教清）が、吉田又次郎が息女阿香女に長野荘内吉田地頭職を譲渡したこと、益田兼堯の息子益田熊次郎と所縁契約して名字を相続することを安堵した（『益田家』五四八〜五五〇号）。

また、文明年間に吉田上野介または吉田上野が見える（『益田家』六一七・六二三号）。大内氏重臣の陶氏・内藤氏との間の使者を務めたことから、益田氏の重臣と思われる。

さらに明応〜永正年間にも吉田上野守が見える（『益田家』六五〇・六九二号）。この人物は、益田氏領と考えられる長門国阿武郡福井庄官

名²¹（山口県萩市福井上・福井下）の社役について裁許した吉田上野守重兼と同一人物と思われる（『金石山八幡宮文書』〈『史料集』四八四・四八五・四九〇号〉）。

吉田郷は五十丁を超える大きな郷であり、これを領したこともあり、吉田氏は益田氏の一族・家臣の中でも最有力であったと思われる。そうしたこともあって遠隔地の所領支配にも関わったのだと思われる。

⑧ 高津郷

従来は、元暦元年（一一八四）に源範頼により益田兼栄領として安堵された所領として高津が見えることが知られていた（『益田家』一号〈八〉）。「惣田数注文案」では田数は「十二丁八反」である。

「長野荘系図」によると、高津郷の下司職は次のような変遷をたどる。応保元年（一一六一）・同二年に物部季遠からその女子（藤原盛保妻）に譲られたが、女子の兄弟である物部光安が領家に引き進らせた。このため、「此下司等之一類」ではない「年来領家之僕従」である藤原重保に補任された。しかし、建久十年（一一九九）に藤原盛保の子吉田盛経に与えられた。

これを踏まえ、田中大喜氏は次のように指摘した。²²藤原重保は、領家卜部氏に仕える京都の下級貴族²³侍層と考えられる。「長野荘系図」に見える藤原重保の孫・左兵衛尉盛宗が延応二年（一二四〇）に高津郷の地頭として見える「兵衛尉盛宗」（『益田實氏所藏文書』一三三号）と同一人物と考えられることから、藤原重保の一族は下司職を失ったが、地頭職を所持しており、高津郷の権益を保持していたと考えられる。そして系図に盛宗の子として長盛（法名は道忍）が見え、後述する高津氏と実名や法名に共通する字があることから、この一族が高津氏につながったとする。

次に高津氏について見ていきたい。

正慶二年（一三三三）、高津道性を大将とする十ヶ国の軍勢が長門探題を攻め滅ぼした（『正慶乱離志』同年三月二十四日条・同年四月一日条〈『史料集』七七・七八号〉）。この功績もあつてか、建武政権下の建武二年（一三三五）には、高津道性は石見守護か守護代に任じられていたようだ（萩博物館保管「周布家文書」〈『史料集』八七・二八三号〉）。道性の一族である高津長幸も石見守護代と見え（『久利家文書』・益田市所蔵「安富家文書」〈『史料集』八八・九三三号〉）、道性の跡を継いだと思われる。十ヶ国の軍勢の大将であったこと、守護または守護代を務めたことから、高津氏は相当な実力を持っていたと考えられる。

こうした経緯もあり、南北朝の内乱がはじまると高津氏は南朝方に属して活躍したが、次第に北朝方が優勢となり、建武三年正月に高津長幸はその城郭である「高津郷小山」を攻略された（『久利家文書』・「吉川家文書」〈『史料集』八八・九〇号〉）。

翌四年に長幸の父了忍らが高津城を奪還したようだが、再び北朝方に落とされ降参し、高津城は焼き払われた（史料一、花園大学所蔵「俣賀家文書」〈『史料集』一一四・一一六号〉）。史料一は、この経緯を伝え、これまで親子だと考えられていた道性と長幸が親子ではないことを示す新出史料である。

その後の高津氏の動向を確認しておきたい。

その後も高津長幸とその一族らは、南朝方として各地を転戦した（『庵原家文書』・「閩閩録」卷六五三井、「三浦家文書」・「小早川家証文」・「吉川家文書」〈『史料集』一二七・一三三・一三五・一三六・一四一・一四二号〉）。

康永二年（一三四三）に高津長幸は北朝方に降参したが（『永田秘録』六四所収「内田家文書」〈『史料集』一四四号〉）、観応元年（一三五〇）に観応の擾乱が起ると、足利直冬に属して軍事行動し、美濃地村東方

一方地頭職を与えられた(『防長風土注進案』二〇当島宰判所収末岡庄左衛門所蔵文書(『史料集』一八三・一八六号)、「島根県立古代出雲歴史博物館所蔵文書」、「益田實氏所蔵文書」二〇号)。このころ、筑前国で長幸の代官が活動していたことも確認できる(『薩摩二階堂文書』(『史料集』二一五号)。

しかし、高津郷の奪還はかなわなかったと思われる。康永三年(一三四四)に高津郷務と給分が虫追政国の計らいとされ(『益田家』九四〇号)、嘉慶元年(一三八七)に周布氏が高津西方の知行を認められた(『閩閩録』卷二一周布(『史料集』三二〇号)。永正十四年(一五一七)には「石城美濃郡長野庄高津郷地頭藤原朝臣大和守久幸」が確認される(『御神本系図』(国一7-2-17))。この人物の詳細は不明である。一方、応永二年(一四〇四)に石見国守護代と思われる犬橋カ近江守が高津美作守に石見国美濃地村半分の安堵を遵行した(『益田實氏所蔵文書』六号)。

最終的に高津氏(の少なくとも一部)は益田氏の家臣となったようだ。戦国時代の天文二年(一五五二)、益田藤兼は俣賀氏に横山城(益田市桂平町など)の番を安富氏・高津氏に代わって務めるよう依頼した(『日本大学所蔵「俣賀家文書」』(『史料集』六一四号)。

一方、高津城はその後も戦乱の際に名前が見える。正平一〇年(一三五五)、足利直冬方が高津城で軍事行動を行った(『吉川家文書』、「閩閩録」卷二一周布(『史料集』二四三〜二四七号)。応仁・文明の乱の際は、東軍方が一時的に「高津小城」を占拠したのか、益田貞兼がこれを攻め落とした(『益田家』二〇三・八九二号)。時代を通じて高津城は「小山」であるとか、「小城」と見える点は興味深い。

なお、延応二年の史料では高津に「津湊」があったとされる。日本海と高津川の結節点という流通上の重要性が高津の重要性につながったのであろう。

9 美濃地・黒谷

「惣田教注文案」では田数は「十一丁半」である。

「長野荘系図」によると、本郷(飯田)本下司であった女性紀氏の子光安が応保三年(一一六三)に美乃地(美濃地)・黒谷別名司職を与えられ、その孫光平は建久八年(一一九七)に父兼光から美乃地・黒谷・市原・白上等を譲渡されたが、その叔父白上兼盛から所帯の濫妨を受けたとある。

筆者は前稿で、美濃地・黒谷については、貞応元年(一二二二)に菖蒲真盛が地頭職を預けられ(『益田家』三号)、菖蒲氏は波多野氏を称し、一族で美濃地・黒谷を分割相続していったこと、応永年間に黒谷の地頭職を源征(波多野氏)との契約どおり道兼(益田兼頭)が室町幕府から安堵されたこと(『益田家』七四号)、さらに美濃地の地頭職を波多野弘正から益田永寿(兼頭二男か)が譲渡され、応永十四年に黒谷地頭職も安堵されたことから(『益田家』五〇二・五一八号)、益田氏が波多野氏に養子を送り込むことで美濃地・黒谷への影響力を強めようとしたとした。また、文安年間の吉見氏との相論についても検討した。

その後、久留島氏は、益田氏がいかに室町幕府の安堵を得ようとしたかという観点で美濃地・黒谷関係の文書を再検討され、益田氏による証拠文書の調整が行われた可能性を指摘し、右のように単純には言えないことを指摘された²³⁾。

ここでは、波多野氏以外の領主についてふれておきたい。

延応元年(一二三九)に美濃地・黒谷郷が惣政所(虫追氏)に付された(『益田家』五号)。

貞和七年(一二三二)、足利直冬が高津長幸に美濃地村東方一方地頭職を安堵しており(『島根県立古代出雲歴史博物館所蔵文書』)、応永

十一年（一四〇四）石見守護代犬橋近江守が高津美作守に美濃地村半分を安堵するとの守護山名氏の意向を伝えた（『益田實氏所蔵文書』一六号）ように高津氏が美濃地に所領を持っていた。

永正四年（一五〇七）、黒谷周防守至善、領家右近將監双仲、豊田豊熊丸の三人が某美作守に宛てて、上黒谷で扶持を与えられたこと、同郷で不慮の事態が起こった場合、横山城に駆けつけることなどを誓った（『山口県史』史料編中世二「毛利家田蔵（諸家）」四号）。差出の三人は黒谷周辺の領主と思われるが、ここでも領家氏の一族が存続していることが知られる。

⑩ 白上郷

「惣田数注文案」では田数は「九丁八反」である。

「長野莊系図」によると、本郷（飯田）本下司であった女性紀氏の曾孫光平が建久八年（一一九七）に父兼光から美乃地・黒谷・市原・白上等を譲渡されたが、その叔父白上兼盛から所帯の濫妨を受けたとある。

宝治二年（一二四八）に鎌倉幕府が委文宗景に、祖母白上尼の譲状どおり白上村半分と飯田郷の地頭職を安堵した（『益田實氏所蔵文書』九号）。白上尼の亡き息子の名は景盛であり、「盛」字の共通性などから、先の白上兼盛が白上尼の夫である可能性を久留島氏が指摘されている。²⁴

その後は、建武四年（一三三七）に金子清忠に、観応二年（一三五二）に来原遠盛に白上地頭職が宛行われた（『閩閩録』卷一一一周布〈『史料集』一一七・一九六号など〉。また、文和二年（一三五三）に某が白上郷内河上郷（益田市川登町）豊田頓教跡地頭職を預けられた（『益田實氏所蔵文書』一五号）。

こうした経緯を経て、正平年間に周布兼氏が白上郷を与えられる（『閩閩録』卷一一一周布〈『史料集』二五二号〉など〉。周布氏に与えられた

白上郷の権益の表記を見ると、白上郷はやはり地頭職・領家職がそれぞれあり、さらに本と新に分かれ、新白上は小坂とも称したようだ。

白上郷は角井郷と同様に周布氏の権益が長く残ったようだ。益田氏による領有の初見や大内氏・毛利氏による周布氏への配慮など、角井郷とともに出てくるため、角井郷の項を参照されたい。

⑪ 市原郷

「惣田数注文案」では田数は「六丁四反小」である。地頭分と領家分を分けるよう記されている。

「長野莊系図」によると、本郷（飯田）本下司であった女性紀氏の曾孫光平が建久八年（一一九七）に父兼光から美乃地・黒谷・市原、白上等を譲渡されたが、その叔父白上兼盛から所帯の濫妨を受けたとある。

市原については史料があまりなく、嘉元二年（一三〇四）に源（虫追）茂国が政所代官職に補任されたこと（長府博物館蔵「筆陳」所収文書〈『史料集』四一号〉）、元応二年（一三二〇）に行忍が四郎左衛門入道（虫追氏）に「飯多并市原両郷奉行」を命じられたことを伝えたこと（『長府毛利家文書』〈『史料集』六〇号〉）が知られる程度である。

なお、現在、浜田市三隅町の龍雲寺に伝わる大般若経は、永和三年（一二七七）に祥秀を大檀那として長野莊市原郷の辰玉宮に奉納されたものである（図録『中世武士団』）。

⑫ 須子郷

須子は室町期に荘内七郷の一つとして見える。

暦応三年（一三四〇）に、弘安三（一二八〇）年の譲状どおり「須子村内田屋敷」が保賀致義に安堵され、康永三年（一三四四）頃には保賀

氏と覚融庵主との間で「須子女し(子)分」が争われている(日本大学所蔵「俣賀家文書」〔『史料集』一三二・一四七・一四八号)。

この「須子村内田屋敷」については、渡邊浩貴氏が高津川の河川流通・用益を志向していた下俣賀氏の拠点であったと指摘している⁽²⁵⁾。また、須子町の小字「屋加田(やかた)」から平成二八年度の開発に伴う発掘調査により遺跡が発見された(屋加田遺跡)。白磁や青磁、土師質皿、瓦器鍋などが出土したことから、平安末から中世(一三〇一五世紀後半)と考えられる遺物包含層の下からは、溝の遺構が発見され、「須子村内田屋敷」に関わる遺構の可能性がある。

永徳元(一三八一)年には須子駿河次郎が角井村の領家職を宛行われており〔『閩閩録』卷一二二周布〔『史料集』二九九号)〕、須子と角井にまたがって勢力を持つ領主がいたことが知られる。益田氏・吉見氏の家に須子氏が見える〔『益田家』六四九号、「下瀬文書」、「松江八幡宮文書」〔『史料集』六二五・九九〇〜九九三号)〕。

おわりに

以上、長野荘内の郷ごとにその領有の変遷などを追ってきた。いくつか論点をまとめておきたい。

長野荘では荘園全体を支配下におさめるような領主は荘内からはあらわれなかった。高津氏は建武政権下で重要な地位を占めたが、南北朝の内乱で没落した。西遷御家人である内田氏の勢力拡大の動きはあまり見られない。その原因として後述の領家卜部氏の力が強かったこともあるのかもしれない。

西田氏や久留島氏がすでに指摘されているが、長野荘では領家卜部氏の勢力がかなり根強く残っていた。卜部氏は惣政所の虫追氏を通じて長野荘支配を行い、また軍事活動もさせていた。ある意味、益田氏の長野

荘進出の最大の障害であったのかもしれない。室町後期においても横田では領家分がまだ存続しており、領家卜部氏の子孫と思しき人物が保持していた。また、戦国期においてもやはり領家卜部氏の子孫と思しき人物が黒谷郷周辺に確認できた。

領家卜部氏以外の領主も簡単に益田氏に取り込まれたわけではなかった。このため、久留島氏の研究にあるように、益田氏は文書の収集など様々な方法で長野荘への勢力拡大を図っている。

最後の点と関わるが、益田氏が様々な家の文書を自らの支配の正当性を示すために収集したことで、そうした文書が今後も発見される可能性がある。方法論を学びつつ、注意を払うこととしたい。

註

(1) 二〇一四年に益田市で開催された中世都市研究会に参加された山田邦和氏はブログ「平安京閑話」二〇一四年九月二二日付「中世都市研究会益田大会、の巻」(<http://heike.cocolog-nifty.com/kanwa/2014/09/post-35df.html>)に次のような所感を記している。「中世の益田の研究が益田氏だけに収斂しすぎているのではないだろうか。(中略)強力な一国全域の支配者が存在しなかった石見のような国で、最終的な勝利者の視点からだけ見るのはいかがなものかな、という気がするのである。(中略)花園大学が「俣賀家文書」というのを所蔵している。この俣賀家という家、鎌倉時代に遠江国からやってきて石見に土着した御家人で、南北朝・室町前期にいたるまで独立したひとつの地方豪族として勢力を保っていた。応仁の乱くらいから益田氏が台頭するにしたがってその勢力下にはいり、最終的には益田氏の被官になったようではあるが、逆にいうと、中世前期の石見西部地域を考えるには、益田氏だけでなく、こうした連中も考慮にいれておかなければならないと思う。」と。

このご感想は大会の際に私も直接うかがった。俣賀氏をはじめとする多くの領主が割拠していたのが長野荘である。益田氏研究もやっと本格的に始まったばかりなのに、俣賀氏や長野荘の研究までは十分手が回らないよ、というのがそのときの率直な感想であった。

また、田中大喜氏は、二〇一七年の「石見の戦国武将」展を観覧した評を次のように地元紙に寄せている。「ここに中世石見の研究の難しさがある。(中略)益

- 田氏に関わる資料が多く現存しているがゆえに、研究の視点も勢い益田氏に据えられ、益田氏を中心とした歴史像を描いてしまふ恐れが生じるからである。(中略) 昨年度より、わたしも中世益田をフィールドとした共同研究を進めている。その中心対象は、かつて長野荘と呼ばれた高津川下流域社会である。(中略) わたしの共同研究の目標も、「益田氏中心史観」の克服にある。」(田中大喜「私はこう見た「石見の戦国武将」展(下)」《山陰中央新報》二〇一七年一〇月二八日付)。
- (2) 西田友広「中世前期の石見国と益田氏」。
- (3) 久留島典子「益田氏系図再考」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二九号、二〇一九年)。
- (4) 久留島典子「中世武家所領と女性の相続」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二三五集、二〇二二年)。同「益田家文書における文書の集積と分散」(『東京大学史料編纂所研究紀要』三二号、二〇二二年)。
- (5) 国立歴史民俗博物館共同研究「中世日本の地域社会における武家領主支配の研究」編集・発行、二〇一七、二〇一八、二〇二〇年。
- (6) 渡邊浩貴「石見国長野荘侯賀氏の本拠景観と生業・紛争」、田中大喜・中島圭一・中司健一・西田友広・渡邊浩貴「益田實氏所蔵新出中世文書の紹介」(以下、同史料紹介所収の文書についてはその整理番号を付して「益田實氏所蔵文書」九号のように省略する)、田中大喜「侯賀文書」の史料学的基礎考察」。
- (7) 前掲註(3) 久留島氏論文。
- (8) 前掲註(6) 渡邊氏論文及び渡邊浩貴「西遷御家人内田氏の本拠景観と高津川流域」(『中世武家領主の世界』)は、豊田郷に割拠した侯賀氏及び内田氏を題材にその山野と河川の権益について検討している。
- また西田友広氏は、「材木の生産・流通と武家領主」(『中世武家領主の世界』)にて、材木の生産・流通と河川の関係を高津川流域の事例も含め幅広く考察されている。
- (9) 前掲註(6) 渡邊氏論文。
- (10) 前掲註(2) 西田氏論文。
- (11) 前掲註(3) 久留島氏論文。
- (12) 『中世益田現地調査成果概報』Vol.2ではこの河関の所在地を、虫追上組の対岸にあたる、安富町に残る小地名「古関」「外古関」に推定している。
- (13) 前掲註(4) 久留島氏「益田家文書における文書の集積と分散」。
- (14) 前掲註(4) 久留島氏「益田家文書における文書の集積と分散」。
- (15) 前掲註(4) 久留島氏「益田家文書における文書の集積と分散」。
- (16) 前掲註(3) 久留島氏論文。
- (17) 西田友広「石見益田氏の系譜と地域社会」(高橋慎一郎編『列島の鎌倉時代』(高志書院、二〇一一年)。前掲註(2) 西田氏論文。
- (18) 前掲註(4) 久留島氏「中世武家所領と女性の相続」。
- (19) 前掲註(4) 久留島氏「益田家文書における文書の集積と分散」。
- (20) 高橋研一「下関市立長府博物館蔵「筆陳」所収の中世文書について」(山口県史研究)一七号、二〇〇九年)の三六号。
- (21) 永禄十三年(一五七〇)に益田藤兼が益田元祥に譲渡した所領の目録(『益田家』三四六号)に、「福井庄官名不知行」とあり、益田氏が福井をこのときは実効支配できていないものの、本来は所領であると認識していることがわかる。
- (22) 田中大喜「石見高津氏の出自と系譜」(『日本歴史』八七三号、二〇二一年)。
- (23) 久留島典子「文書戦略と領有権争い」(『論集2』)。また、前掲註(4) 久留島氏「益田家文書における文書の集積と分散」も参照のこと。
- (24) 前掲註(3) 久留島氏論文。
- (25) 前掲註(8) 渡邊氏「西遷御家人内田氏の本拠景観と高津川流域」。
- (益田市歴史文化研究センター、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二二年一月二日受付、二〇二三年九月二五日審査終了)

Trends of the Lords Surrounding Nagano-sho, Iwami Province

NAKATSUKA Ken-ichi

In this paper, I consider trends of the lords surrounding Nagano-sho (長野荘), Iwami province (石見国).

Two big manor, Masuda-sho (益田荘) and Nagano-sho (長野荘), were located Masuda city in the middle ages. Research on Masuda-sho took the lead. On the other hand, research on Nagano-sho was delayed, but in recent years, has rapidly progressed. So, I look back at research on Nagano-sho.

I tried to analyze lords divided situation on Nagano-sho in Nanbokuchō period (南北朝時代) and the process of the Masuda clans (益田氏), the lord of Masuda-sho, advance into Nagano-sho.

In this paper, I try to follow the changes in ownership by gou (郷) in Nagano-sho until the Muromachi period (室町時代). It was proved that Urabe clan (卜部氏), ryōke (領家) of Nagano-sho, remained in power. On the other hand, Takatsu clans (高津氏) and Uchida clans (内田氏), the lords had possibility that could run against Masuda clan, never gained power.

Key words: Nagano-sho, Takatsu-gawa river, Masuda clan, Urabe clan